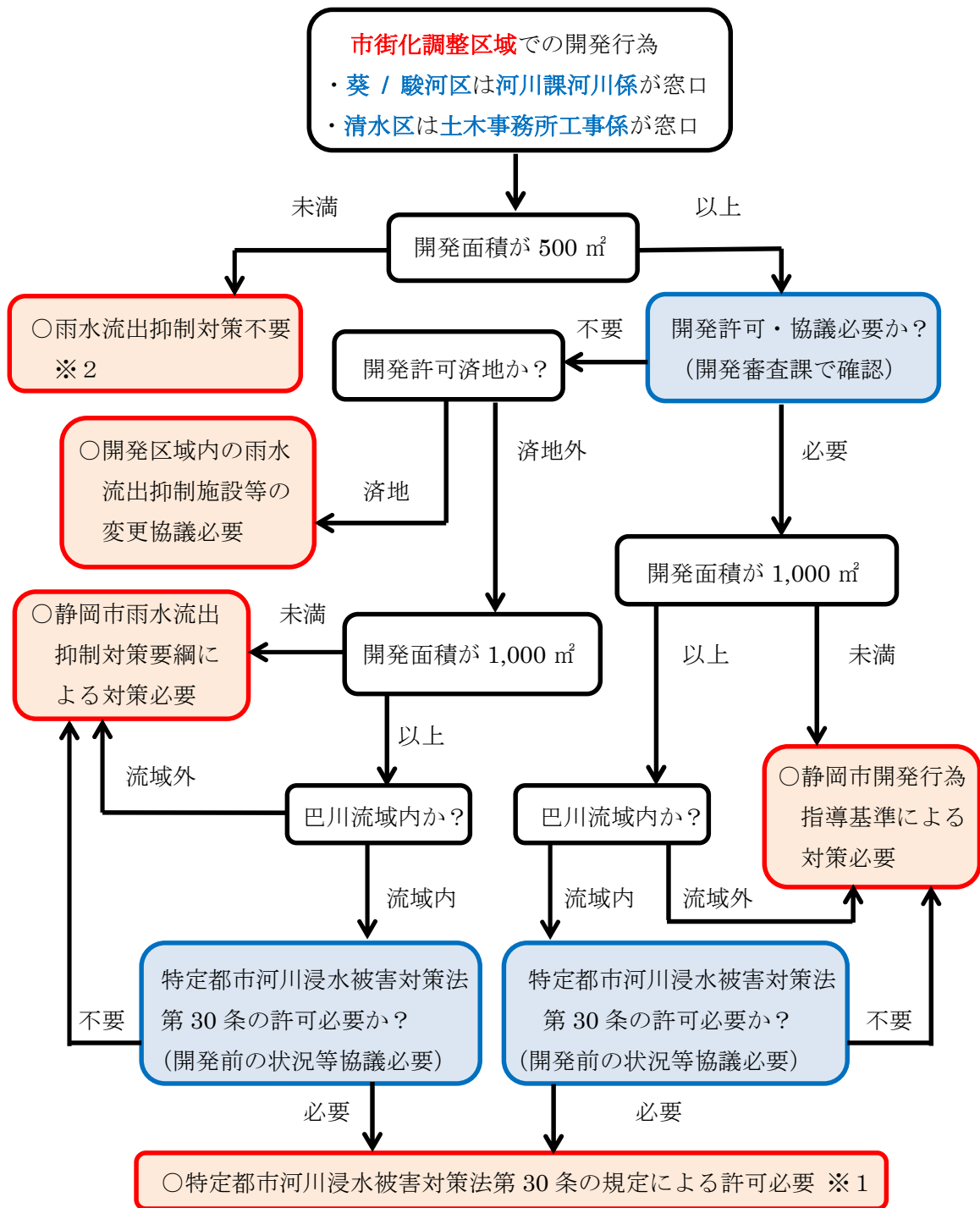


雨水浸透阻害行為及び雨水流出抑制対策相談フロー



※1 巴川流域の開発で、開発許可と特定都市河川浸水被害対策法 30 条の許可の両方が必要となる場合は、対策量が多い方の施設整備を実施する。

※2 巴川流域の開発で、隣接地の開発が5年以内に行われている場合、又は今後5年以内に隣接地を開発する予定がある場合は協議が必要。